

茨城工業高等専門学校男女共同参画推進センター規則

〔平成25年7月16日
制 定〕

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校に、男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、独立行政法人国立高等専門学校機構男女共同参画行動計画の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育活動全般を通じた男女共同参画の推進に関する事。
- (2) 教育・研究・就業における男女共同参画の推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境整備に関する事。
- (3) 男女共同参画の意識啓発に関する事。
- (4) 法人・学校運営における意思決定への男女共同参画の推進に関する事。
- (5) その他男女共同参画に関する事。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 各系及び一般教養部（以下「系等」という。）から選出された教員（前2号に掲げる職員の当該系等を除く。） 各1人
 - (4) 総務課、学生課及び技術教育支援センターから選出された職員 各1人
 - (5) その他校長が必要と認めた者
- 2 前項に掲げる職員は、校長が任命する。

(任期)

第5条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第1項第2号から第5号に掲げる職員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 前2項に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長及び副センター長等)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。

(委員会)

第7条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。